

「ガラスのお守り[®]」の対象かな？と思ったら・・・

すべてYESなら「ガラスのお守り[®]」の対象です！今すぐAGIMにご連絡を！！

- AGC 保険マネジメントで自動車保険に入っていますか？
- 自動車保険に車両保険はついていますか？
- 自動車保険の保険金請求や他社からの賠償金の受け取りは「なし」ですか？
- 「ガラスのお守り[®]」の請求はこの1年間で初めてですか？

(原則、「ガラスのお守り[®]」は自動車保険の保険期間中に1回だけです。保険期間1年超の場合は保険年度で1回だけです。)

- ガラスの破損は故意や消耗ではありませんか？
- 交換・修理はグラスピットですか？

すべてYESであっても一部対象とならない場合もあります。
詳しくはAGC保険マネジメントまでお問い合わせください。

AGIM 安心サービス「ガラスのお守り[®]」約款

AGC 保険マネジメント株式会社（以下、当社）は、以下の約款に基づきAGIM 安心サービス「ガラスのお守り[®]」（以下、「ガラスのお守り[®]」）の提供をお約束するものです。

第1条 「ガラスのお守り[®]」の対象自動車

当社を代理店（注）として契約しているノンフリート自動車保険契約の保険の対象となる自動車（被保険自動車）について窓ガラスの単独破損事故が生じ、それを当社にご連絡いただく時点で次の①②の両方を満たしているものを「ガラスのお守り[®]」の対象自動車（以下、対象自動車）とします。

① 保険期間が1年以上であること

ただし、保険期間通算による等級継承特別を適用した契約については、保険期間が1年未満でも対象とします。

② 保険始期時点から車両保険を付帯していること

ただし、保険期間中に車両入替が発生し、車両入替の際に車両保険を付帯した場合は、車両入替時点から読み替えます。

（注：代理店分担契約の場合、幹事代理店・非幹事代理店を問いません。通販型自動車保険契約は含みません。）

第2条 「ガラスのお守り[®]」の内容

当社は第4条に定める期間中に日本国内において発生した偶発的、もしくは人為的に第三者によりなされた損傷（以下、事故）により対象自動車が窓ガラスの単独破損損害を被り、オートグラス株式会社のグラスピット（以下、グラスピット）で窓ガラスの交換もしくは修理をした際の修理実務をもって「ガラスのお守り[®]」を提供します。グラスピット以外の業者が変更・修理を行った場合は「ガラスのお守り[®]」の適用対象外となります。

第3条 「ガラスのお守り[®]」の金額

「ガラスのお守り[®]」は、対象自動車のガラスの交換もしくは修理にかかる費用と「ガラスのお守り[®]」の上限額である8万円のいずれか小額の方を限度とします。（修理費用のうち8万円を超える額はお客様負担となります。）

第4条 「ガラスのお守り[®]」の期間

「ガラスのお守り[®]」の対象となる期間は、お客様が当社を代理店として契約締結した自動車保険契約の保険期間と同一とします。ただし、本制度が終了する場合は、終了日までとします。

第5条 「ガラスのお守り[®]」の実施回数

「ガラスのお守り[®]」は、期間中1回のみとします。ただし、自動車保険の保険期間が1年超の場合には、1保険年度につき1回のみとします。

第6条 「ガラスのお守り[®]」の提供方法

「ガラスのお守り[®]」は、グラスピットでガラスの交換もしくは修理をした際に提供します。金銭でのお支払はいたしません。

第7条 「ガラスのお守り[®]」の利用の意思表示

「ガラスのお守り[®]」の提供を受ける場合には、ガラスの交換もしくは修理をする前にお客様から当社にご連絡いただき、「ガラスのお守り[®]」の利用についてガラスの破損事故から30日以内にお申し付けください。「ガラスのお守り[®]」の利用のご連絡が、ガラスの破損事故から30日を超過した場合、もしくはガラスの交換もしくは修理をする前に当社にご連絡がない場合は「ガラスのお守り[®]」の提供ができません。

第8条 「ガラスのお守り[®]」の失効

「ガラスのお守り[®]」はお客様の保険契約が次のいずれかに該当することとなった場合には、それぞれ次の日をもって効力を失います。

(1) 満期を迎えた場合は満期日

(2) 解約した場合は解約日

(3) 保険期間の途中で車両保険の付帯をやめた場合はその異動日

第9条 「ガラスのお守り[®]」を提供しない場合

1. 以下の現象等、事故とは認められないものに対しては、「ガラスのお守り[®]」は提供しません。

通常の使用損耗あるいは経年変化により発生する現象（摩滅、消耗など）

2. 以下の損傷・費用等に対しては、「ガラスのお守り[®]」は提供いたしません。

(1) 対象自動車を使用できなかったことによる不便さおよび損失等

(2) グラスピット以外での修理等に要する費用

3. 「ガラスのお守り[®]」の提供にあたってお客様が故意に虚偽の報告をした場合には、「ガラスのお守り[®]」は提供いたしません。

4. 以下の事由に起因する損傷に対しては、「ガラスのお守り[®]」は提供いたしません。

(1) お客様の故意、詐欺、横領等の犯罪行為、または重大な過失

(2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態）

(3) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

(4) 核燃料物質（使用済み燃料を含む。以下同様）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

(5) 前(4)に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

(6) 前(2)から(5)までの事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故

第10条 他の保険等との関係

「ガラスのお守り[®]」と他の保険等との関係は以下の通りといたします。

(1) お客様が「ガラスのお守り[®]」の対象となる事故について、ご加入の自動車保険の保険金請求をした場合には、「ガラスのお守り[®]」は提供いたしません。

(2) お客様が「ガラスのお守り[®]」の対象となる事故について、第三者から損害賠償金を受け取る場合には、損傷額から当該賠償金を除いた額に対してお支払します。

(3) 自動車保険の保険金もしくは第三者からの賠償金を受け取っているにも関わらず、「ガラスのお守り[®]」の提供を受けていることが判明した場合には、当社はお客様に対して「ガラスのお守り[®]」から提供された交換または修理サービス相当額の返金を求めることができます。

第11条 本約款の変更・終了

当社は、本約款を予告無くいつでも変更もしくは終了することができます。変更した場合、変更以降の「ガラスのお守り[®]」の提供内容および提供条件は、変更後の約款を適用します。

第12条 個人情報の取扱い

当社は「ガラスのお守り[®]」に関する個人情報を「ガラスのお守り[®]」の管理・履行のために利用する他、「ガラスのお守り[®]」の管理・履行のために必要な範囲で、第三者に提供することがあります。

第13条 本約款の開始時期

本約款は2014年3月31日から発効します。